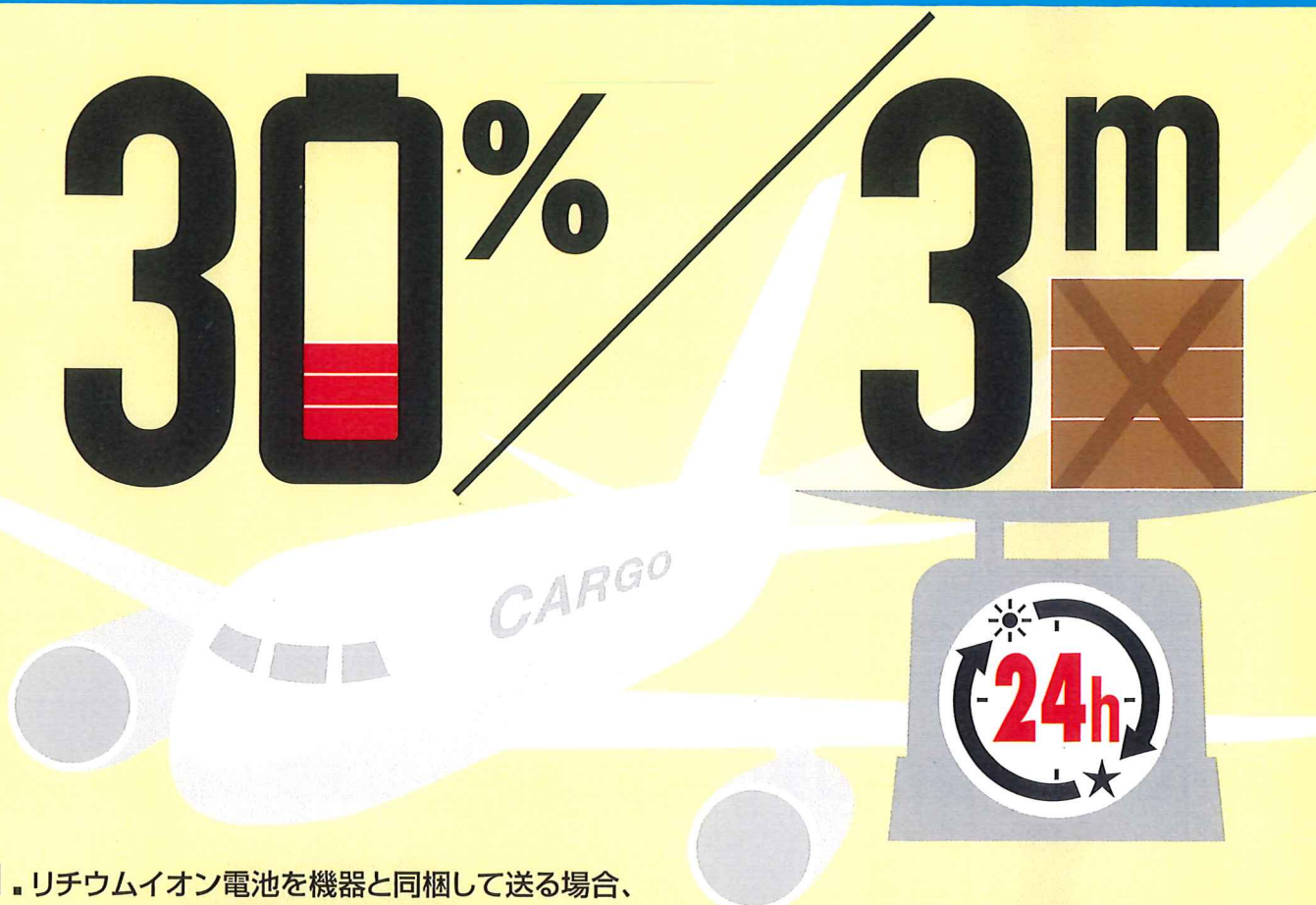


航空貨物輸送に関する **危険物** の規則が 変わりました。

特に**リチウム電池**の取扱いについて、2つの規則が新たに追加されました。

30%

3m



1. リチウムイオン電池を機器と同梱して送る場合、

30%以下の充電率である必要があります。(ワット時定格値が2.7Whを超える場合)

※2.7Whを超えない場合およびリチウムイオン電池が機器に組み込まれている場合は推奨となります。

適用時期 2026年1月1日～(2025年度は推奨)

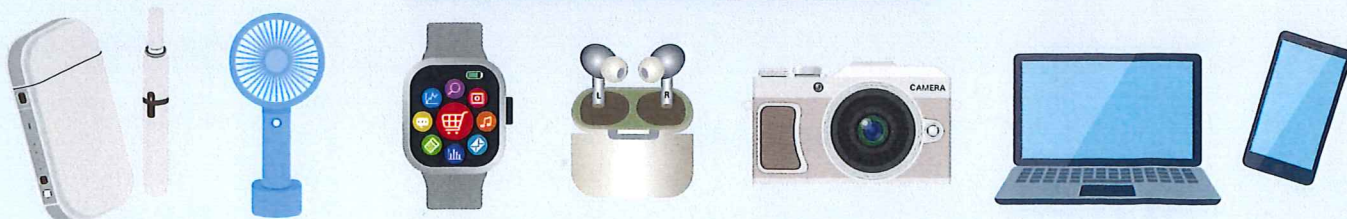
2. リチウムイオン電池・リチウム金属電池を含む貨物を輸送する場合の梱包に以下の条件が課されました。

貨物の表面に**同様の貨物を高さ3mまで積み重ねた重量に24時間耐えうる梱包**が必要

(同梱・組み込み同様)

適用時期 2025年1月1日～(適用開始済)

リチウム電池が使用される機器(例)





航空危険物に関する規則 (追加要件)

IATAの危険物規則書が改定され、同規則書では以下のように定められています。

1. 充電率要件(リチウムイオン電池)



966 (機器と共に同梱されたリチウムイオン電池)

ワット時定格値が2.7Whを超えるリチウムイオン単電池および組電池は、定格容量の30%以下の充電率(state of charge(SOC))で輸送に供さなければならない。
ワット時定格値が2.7Whを超えないリチウムイオン単電池または組電池は、定格容量の30%以下の充電率で輸送に供することが望ましい。



967 (機器に組み込まれたリチウムイオン電池)

機器は以下にて輸送されることが望ましい

- (a)単電池または組電池の充電率(state of charge)は定格容量の30%以下である。
または
- (b)表示される電池容量は25%以下である。

2. 3m積み重ね要件(リチウムイオン電池、リチウム金属電池)



966 ※SectionIIの場合、967

969 (機器と共に同梱されたリチウム金属電池) ※SectionIIの場合

970 (機器に組み込まれたリチウム金属電池)

単電池または組電池の各包装物または完成した包装物は、同一の包装物をその供試包装物の上表面に高さ3m(供試包装物の高さを含む)まで積み重ねた場合と同等の合計重量を24時間加える圧力に、包装物内の単電池または組電池に損傷がなくおよび有効性の減少がなく耐えることができるものでなければならない。



一般社団法人 航空貨物運送協会

お問い合わせ先